手術件数(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

大腿骨近位部骨折に対する手術件数

手術の件数

1	K046 骨折観血的手術	103
2	K081 人工骨頭挿入術	86
	合計	189
	(うち大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施したもの)	96

K546 経皮的冠動脈形成術

手術の件数

1	急性心筋梗塞に対するもの	36
2	不安定狭心症に対するもの	10
3	その他のもの	44
	合計	90

K549 経皮的冠動脈ステント留置術

手術の件数

1	急性心筋梗塞に対するもの	5
2	不安定狭心症に対するもの	12
3	その他のもの	30
	合計	47



医科点数表 手術通則5及び6(歯科点数表 手術通則4含む。)に 定められた手術件数(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

1.区分1に分類される手術			手術の件数
	ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	2
	1	黄斑下手術等	5
	ウ	鼓室形成手術等	9
	I	肺悪性腫瘍手術等	31
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
·			_
2.区	分2に	分類される手術	手術の件数
	ア	靭帯断裂形成手術等	1
	イ	水頭症手術等	2
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	I	尿道形成手術等	95
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	6
	+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1
•			•
3.区分3に分類される手術			手術の件数
	ア	上顎骨形成術等	59
	1	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亞全摘)術(両葉)	2
	I	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	+	同種死体腎移植術等	0
'			
4.区	分4に	分類される手術の件数	542
5.そ	の他区	分に分類される手術	手術の件数
	ア	人工関節置換術	21
	1	乳児外科施設基準対象手術	2
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	32
	т	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しない	0
	エ	ものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び	154
		経皮的冠動脈ステント留置術	154

